

参 考 資 料

- 現行の公認会計士制度について … 1
- 公認会計士監査制度の充実・強化
金融審議会 公認会計士制度部会 報告（抄）
平成14年12月17日 … 11
- 公認会計士登録者数等推移 … 13
- 公認会計士試験合格者推移 … 14
- 公認会計士試験合格者の推移 … 15
- 業務補助等について … 16
- 実務補習について … 20
- 公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の
拡大に向けて（受験生・合格者等向けパンフレット） … 25
- 国際教育基準と日本の公認会計士養成システムとの
相違点等について … 44

現行の公認会計士制度について

【基本的な考え方】

公認会計士については、

- ① 量的な拡大とともに質的な向上も求められている監査証明業務に加えて、
- ② 拡大・多様化している監査証明業務以外の業務、
- ③ さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、
経済社会における重要な役割が期待されている。

このような認識のもと、受験層の多様化と受験者数の増加を図り、質の高い人材を経済社会に多数輩出するために、平成 18 年に新しい試験制度に移行したところ。

(参考) 平成 30 年頃までに 5 万人程度の規模となることを見込み、年間 2,000 名から 3,000 名が新たな合格者となることを目指すことが、一つの目安として示された。

【具体的な内容】

1. 試験制度

- ① 社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度への見直し
 - ・試験体系の大幅な簡素化
「3 段階・5 回」から「1 段階・2 回」(短答式及び論文式試験)へ
 - ・試験科目の見直し
 - ・短答式試験合格者に対する再受験免除制度(2 年間)の導入
 - ・論文式試験における科目別再受験免除制度(2 年間)の導入
 - ・企業などにおける実務経験者に対する試験科目の一部免除を導入(財務会計論)
- ② 高度な専門的職業人材の養成に特化した教育課程(会計専門職大学院)との連携(短答式試験科目の 3 科目免除)

2. 資格取得要件

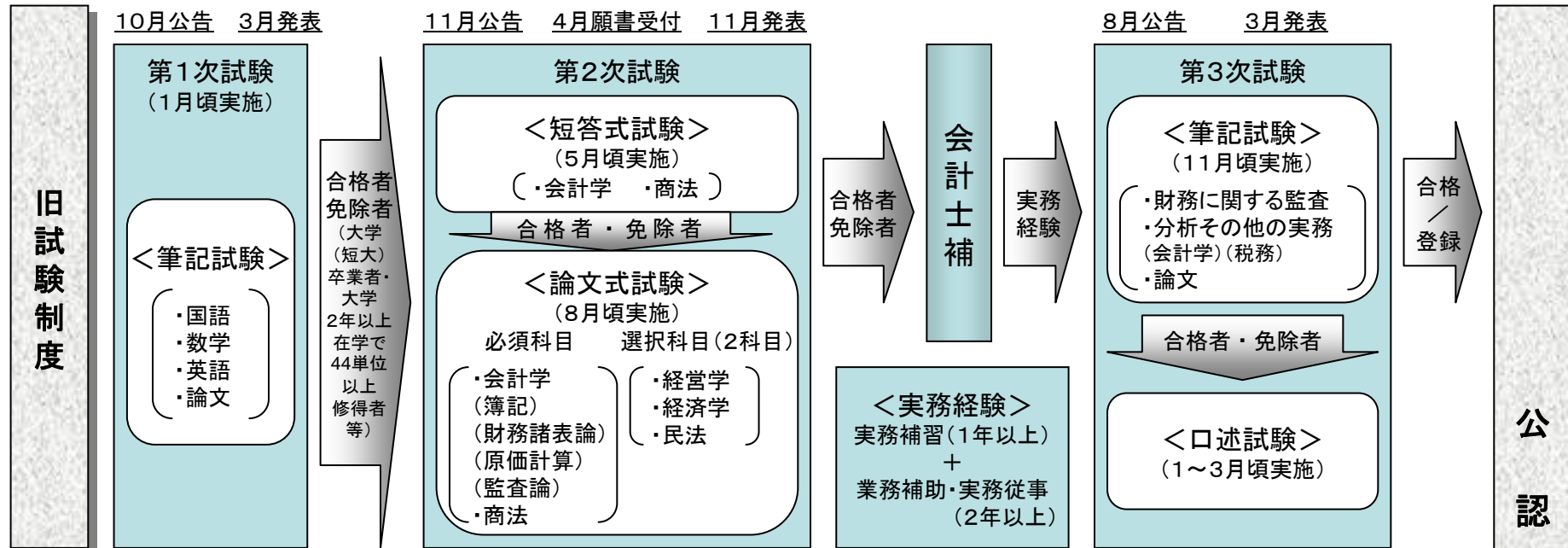
実務経験(業務補助等 2 年)と座学研修(実務補習 1 年)を 3 次試験の受験要件から、資格取得の要件に変更

2 次試験合格後に行わなければならなかった実務経験の期間を、試験合格の前後を問わないものに変更

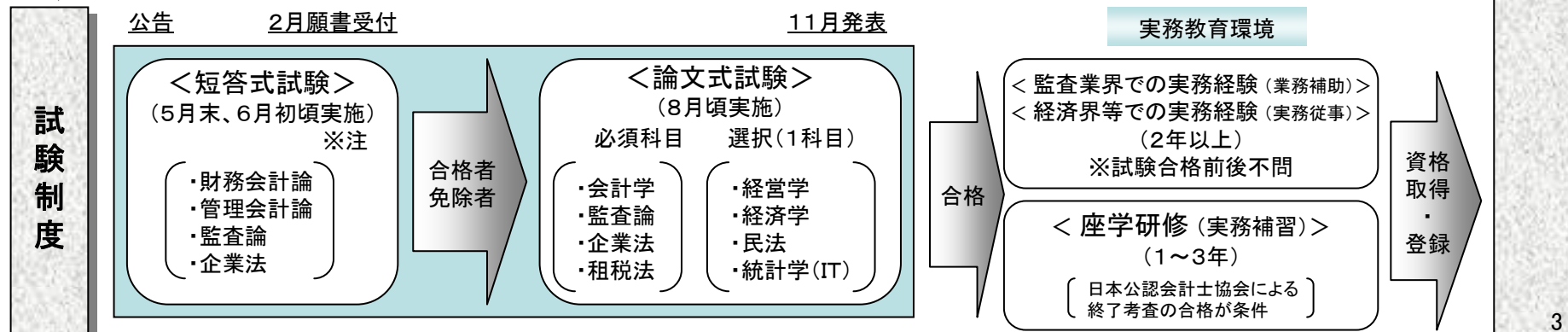
3. 資格取得後の会計士の質の確保

- ・ 継続的専門研修（CPE）を、日本公認会計士協会による自主規制から、法定義務に変更（平成 16 年度から開始）
- ・ 日本公認会計士協会が自主規制として行っていた品質管理レビューを法定化（平成 16 年度）
- ・ 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化策の一環として、上場会社監査事務所登録制度を開始（平成 19 年度から開始）
- ・ 公認会計士審査会を公認会計士・監査審査会に改組し、日本公認会計士協会の行う品質管理レビューに対するモニタリング制度を導入（平成 16 年度から導入）
- ・ 公認会計士・監査法人の虚偽証明について課徴金制度を導入（平成 20 年度から導入）
- ・ 監査法人の虚偽証明等についての行政処分の多様化（業務管理体制の改善命令等を追加、平成 20 年から導入）

【公認会計士試験制度改革の概要】



- 改正**
1. 試験体系を3段階5回から1段階2回(短答式試験、論文式試験)に簡素化
 2. 試験の一部免除の拡大等
 - ・短答式試験合格者に対する再受験免除制度(2年間)の導入
 - ・論文式試験における科目別再受験免除制度(2年間)の導入
 - ・企業などにおける実務経験者に対する財務会計論の免除
 - ・専門職大学院修了者などに対する短答式試験3科目(財務会計論、管理会計論、監査論)の免除
 3. 実務経験の位置付け変更(公認会計士の登録要件に変更)
 4. 会計士補の資格の廃止 等



※注 平成22年試験から、短答式試験が年2回(12月と5月)に増える。

公認会計士

公認会計士試験合格者の推移

	短答式受験者	最終合格者		
		新試験	旧試験	合計
	人	人	人	人
平成15年	14,978	—	1,262	1,262
平成16年	16,310	—	1,378	1,378
平成17年	15,284	—	1,308	1,308
平成18年	16,210	1,372	1,736	3,108
平成19年	14,608	2,695	1,346	4,041
平成20年	16,217	3,024	601	3,625
平成21年	17,371	1,916	313	2,229

(注1)平成15年、16年の「短答式受験者」については「願書提出者」

(注2)平成15年、16年、17年の「最終合格者」については「旧2次試験合格者」

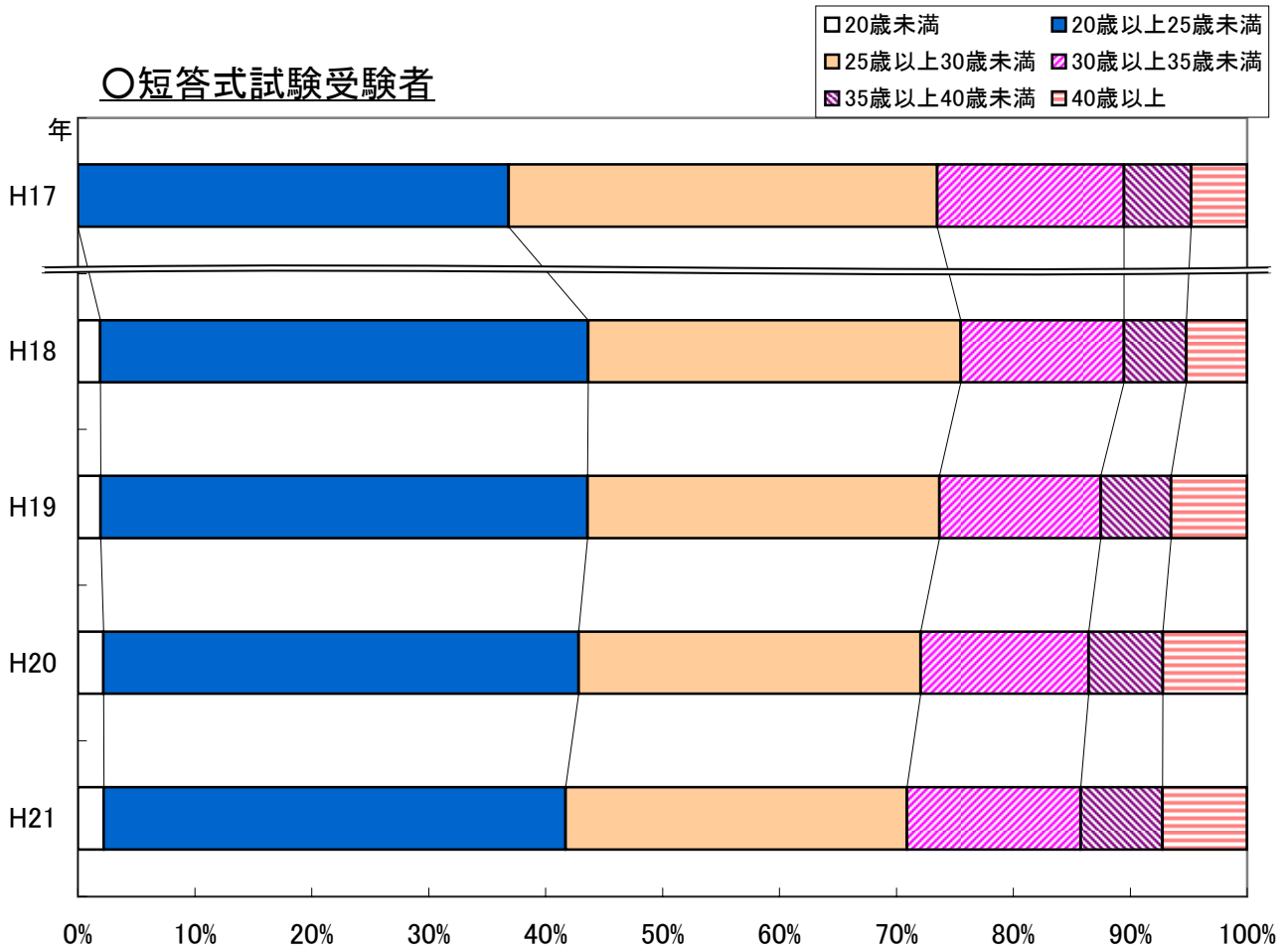
平成21年公認会計士試験 「年齢別」合格者調

区 分	短答式試験 受 験 者	構 成 比	最終合格者	構 成 比
	人	%	人	%
20歳未満	384	2.2%	10	0.4%
20歳以上25歳未満	6,863	39.5%	921	41.3%
25歳以上30歳未満	5,071	29.2%	763	34.2%
30歳以上35歳未満	2,579	14.8%	340	15.3%
35歳以上40歳未満	1,218	7.0%	125	5.6%
40歳以上45歳未満	574	3.3%	43	1.9%
45歳以上50歳未満	314	1.8%	22	1.0%
50歳以上55歳未満	151	0.9%	1	0.0%
55歳以上60歳未満	110	0.6%	2	0.1%
60歳以上65歳未満	66	0.4%	2	0.1%
65歳以上	41	0.2%	0	0.0%
合 計	17,371	100.0%	2,229	100.0%

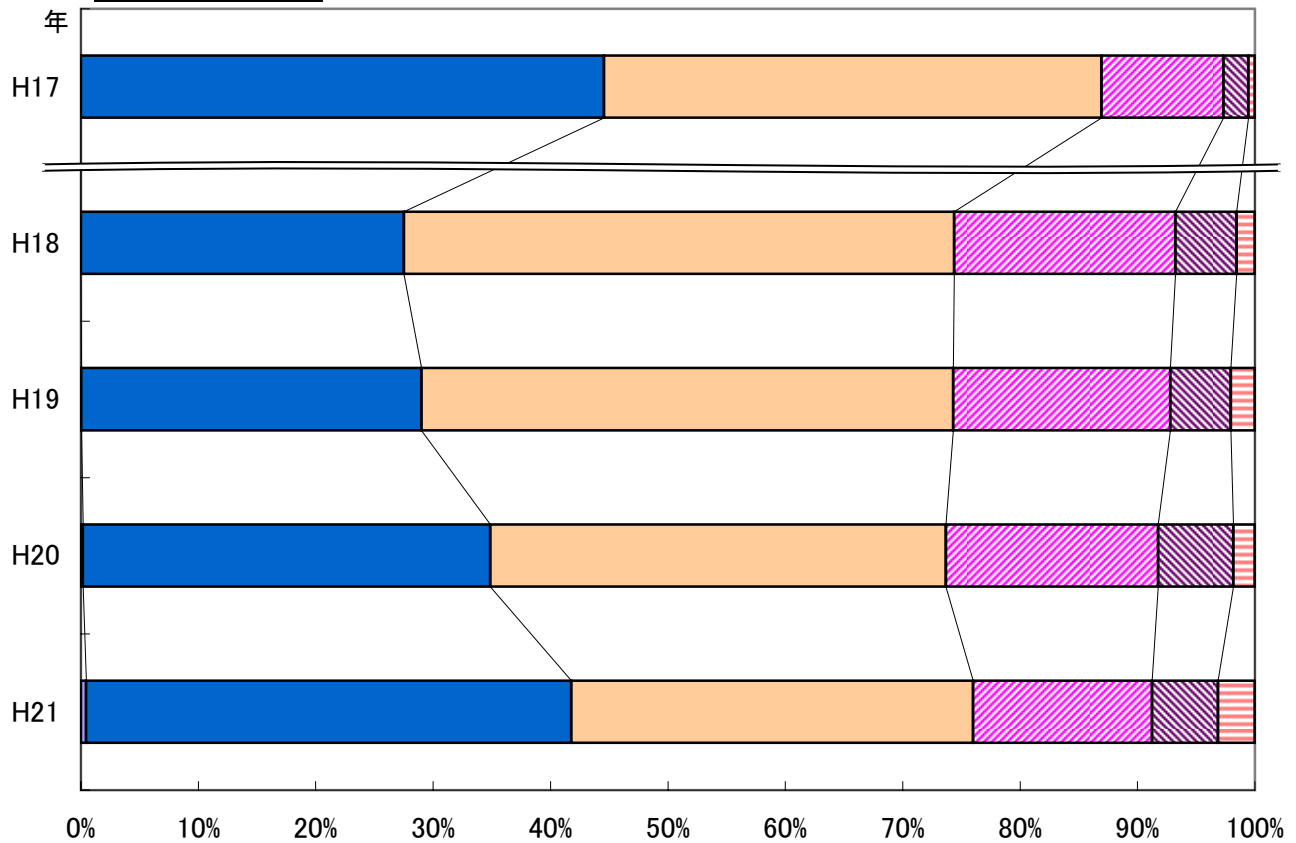
(最終合格者の平均年齢)
26.8歳

「年齢別」構成比

○短答式試験受験者



○最終合格者



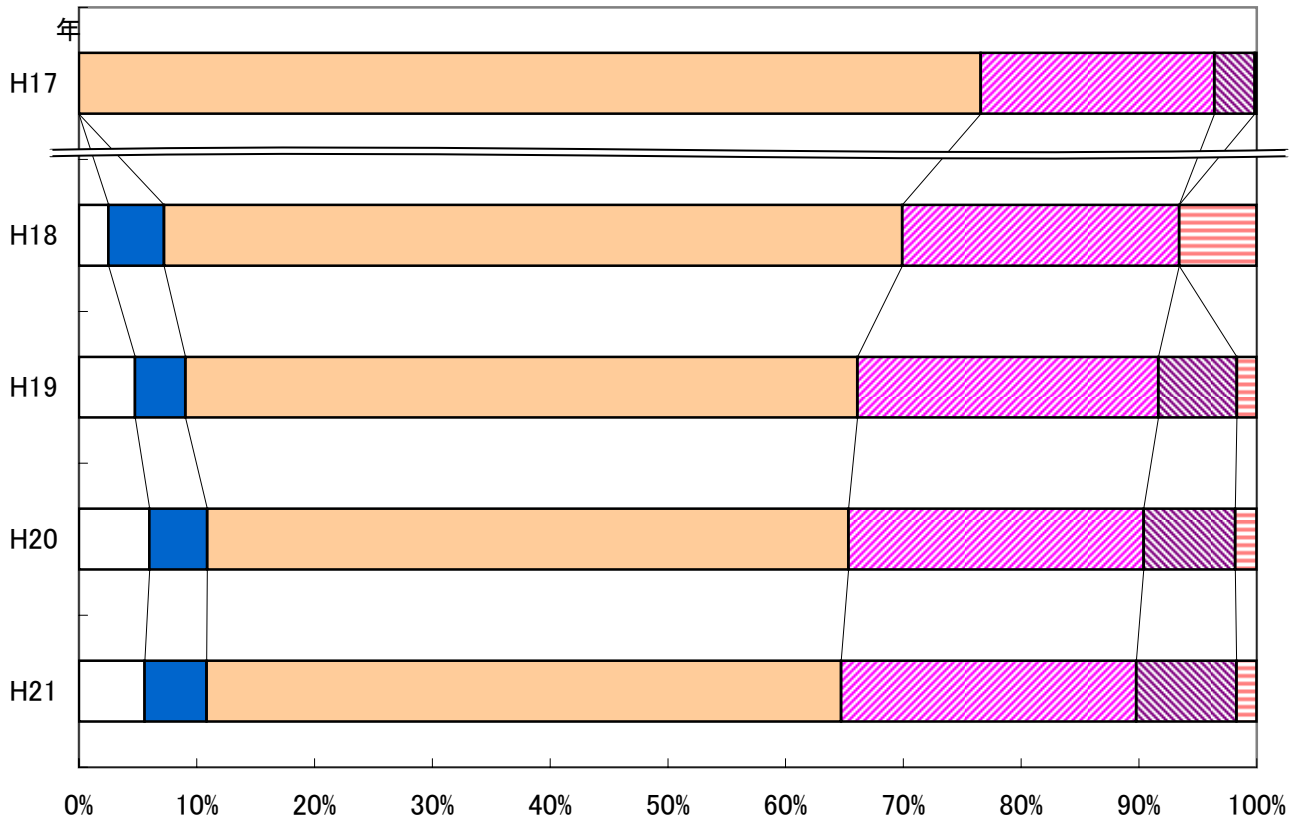
(注1) 平成17年は「20歳未満」の区分なし
 (注2) 平成17年の最終合格者とは旧2次試験合格者

平成21年公認会計士試験「学歴別」合格者調

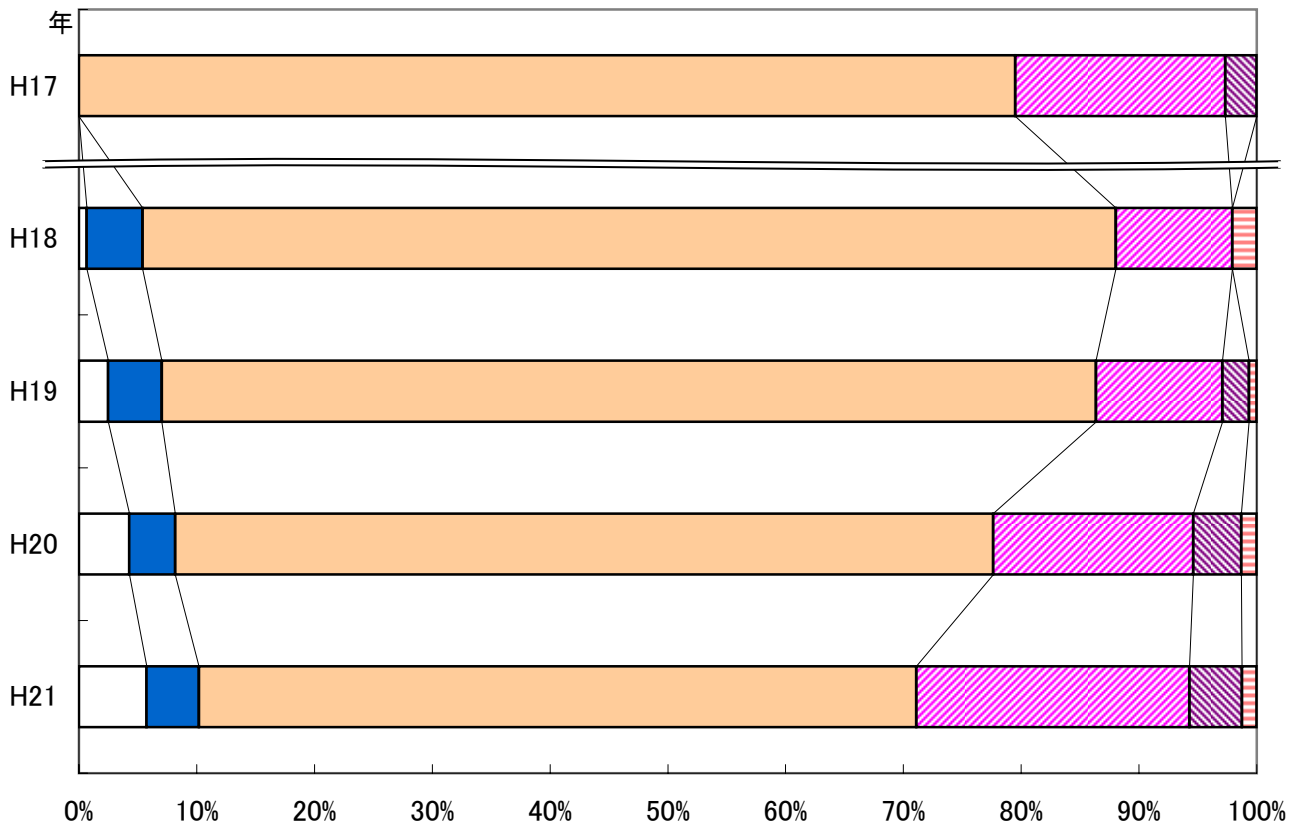
区 分	短答式試験 受 験 者	構 成 比	最 終 合 格 者	構 成 比
	人	%	人	%
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	600	3.5%	97	4.4%
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	370	2.1%	31	1.4%
大 学 院 修 了	776	4.5%	79	3.5%
大 学 院 在 学	140	0.8%	20	0.9%
大 学 卒 業 (短 大 含 む)	9,358	53.9%	1,358	60.9%
大 学 在 学 (短 大 含 む)	4,352	25.1%	517	23.2%
高 校 卒 業	1,476	8.5%	99	4.4%
そ の 他	299	1.7%	28	1.3%
合 計	17,371	100.0%	2,229	100.0%

「学歴別」構成比

○短答式試験受験者



○最終合格者



(注1) 平成17年は「大学院修了」、「大学院在学」、「会計専門職大学院修了」、「会計専門職大学院在学」の区分なし
 (注2) 平成18年は「会計専門職大学院修了」、「高校卒業」の区分なし
 (注3) 平成17年の最終合格者とは旧2次試験合格者

平成21年公認会計士試験「職業別」合格者調

区 分	短答式試験 受 験 者	構 成 比	最 終 合 格 者	構 成 比
	人	%	人	%
会 計 事 務 所 員	565	3.3%	105	5.4%
税 理 士	93	0.5%	7	0.4%
会 社 員	2,767	15.9%	84	4.3%
公 務 員	337	1.9%	15	0.8%
教 員	82	0.5%	2	0.1%
教育・学習支援者	101	0.6%	6	0.3%
学 生	6,388	36.8%	802	41.4%
専修学校・ 各種学校受講生	3,491	20.1%	582	30.0%
無 職	3,348	19.3%	325	16.8%
そ の 他	193	1.1%	11	0.6%
合 計	17,365	100.0%	1,939	100.0%

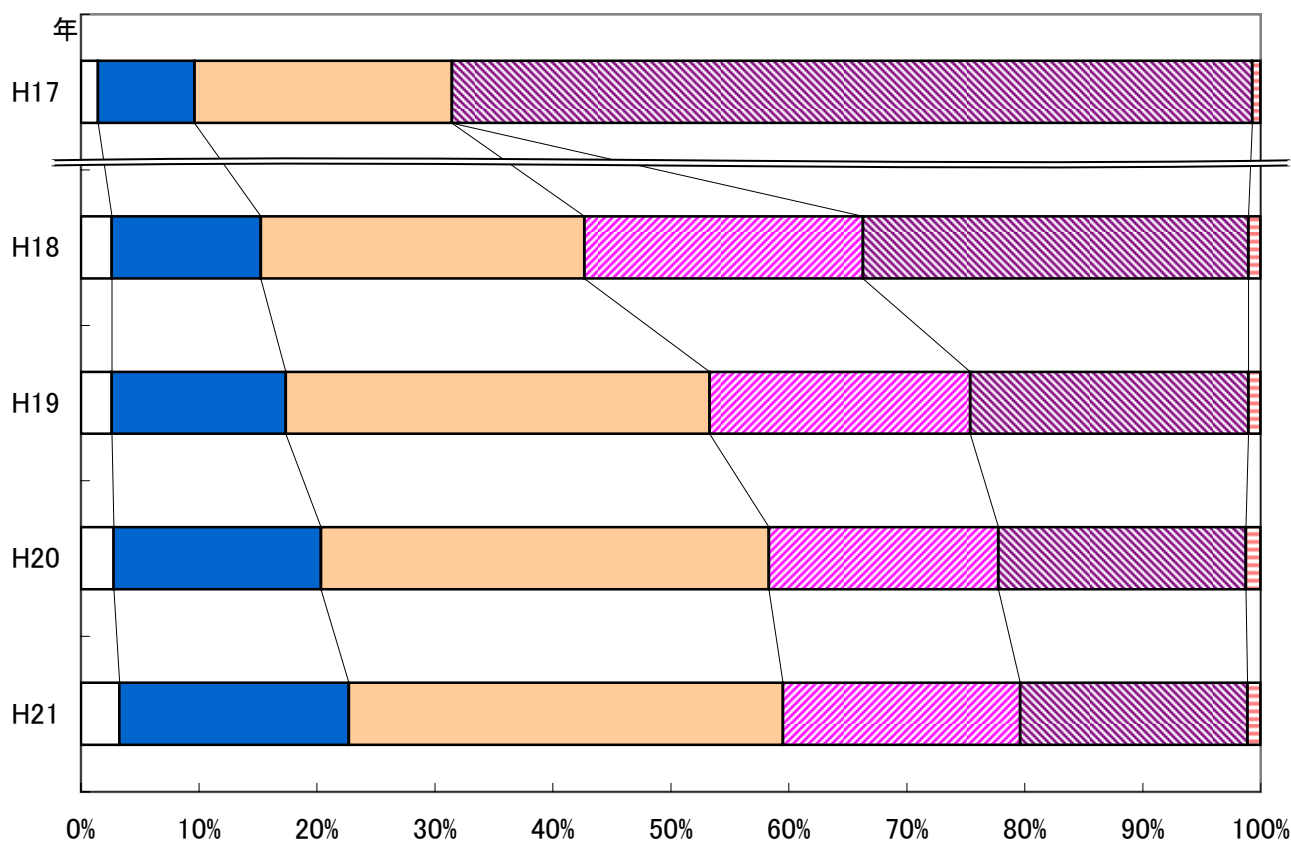
(参考)

会 計 士 補	6	—	290	—
---------	---	---	-----	---

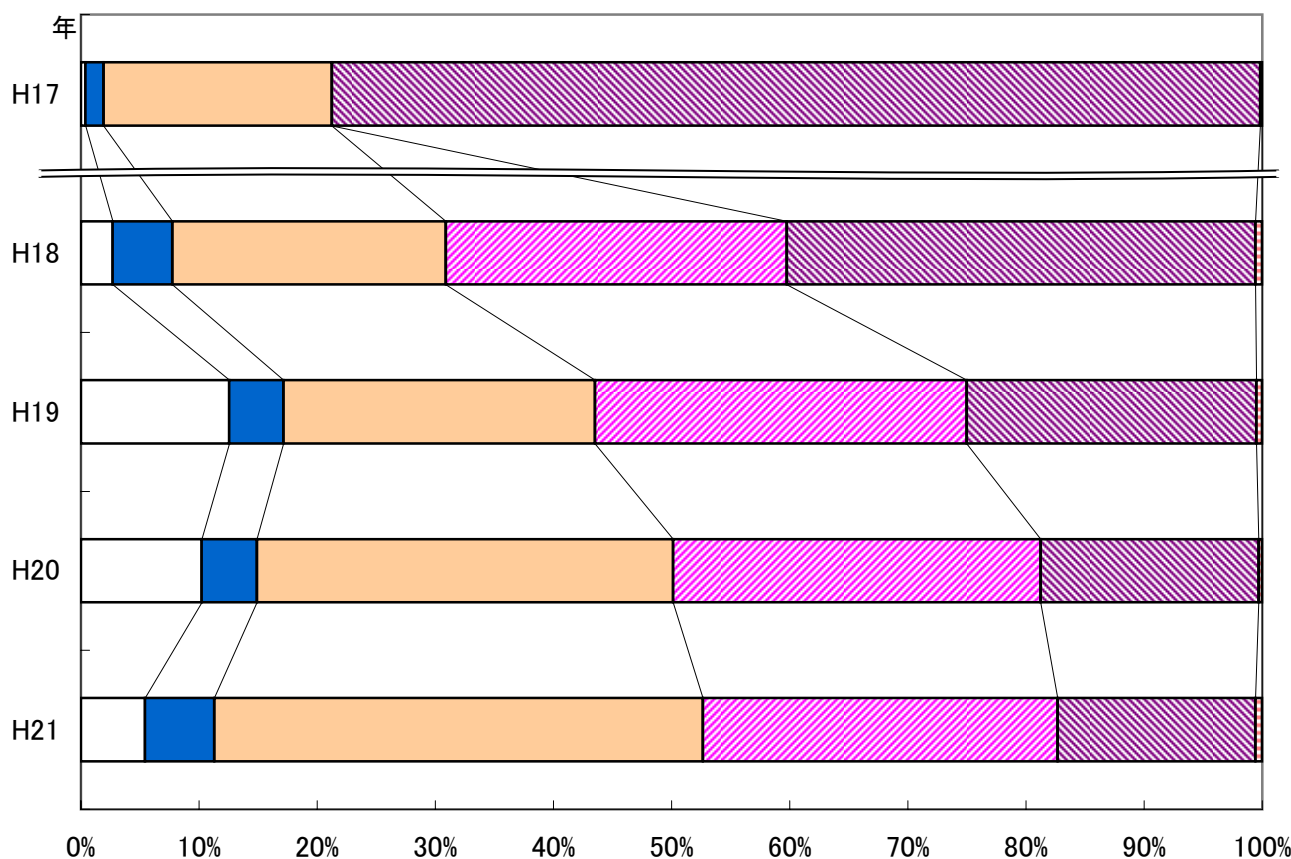
「職業別」構成比

○短答式受験者

- 会計事務所員
- 社会人
- 学生
- 専修学校・各種学校受験生
- 無職
- その他



○最終合格者



(注1) 平成17年は「専修学校・各種学校受験生」の区分なし
 (注2) 平成17年の最終合格者とは旧2次試験合格者

4. 公認会計士の資質の向上と公認会計士試験制度のあり方

(1) 基本的な考え方

公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきであると基本的に位置づけられる。

公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められている。

(2) 公認会計士の資質の向上

② 登録更新制度の導入と「継続的専門研修」の履行の義務づけ

公認会計士が監査証明業務を的確に行うためには、資格取得後も、その専門的能力と幅広い見識を維持・向上させていくことが重要である。

このため、公認会計士の登録については、法制度上、一定の有効期間を設けるとともに、引き続き登録する場合には、登録の更新を必要とする「更新制度」を導入する方向で検討することが適切である。

ただし、その導入に当たっては、本年4月から導入された公認会計士協会の「自主規制」による「継続的専門研修」の義務づけの効果を適切に評価することが必要である。

また、併せて、法制度上、「継続的専門研修」の受講を義務づけるとともに、当該受講を「更新制度」における要件の一つとする方向で検討することが適切である。

(3) 公認会計士試験制度の見直し

① 具体的な方策

我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割にかんがみ、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくことが必要不可欠である。

このために、公認会計士試験制度を見直すことが必要である。

公認会計士の人数の拡大については、試験合格者の資質を確保しつつ、受験者数の大幅な増加を図るための方策、専門資格者などに対する試験の免除、高度な専門的職業人材の養成に特化した教育課程との連携が不可欠である。

まず、第一に、受験者数の増加については、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度への見直しが必要である。

(略)

② 量的な規模

公認会計士の数についての具体的な拡大規模に関しては、一義的に、適正な公認会計士の数を算出することは困難であると言わざるを得ない。

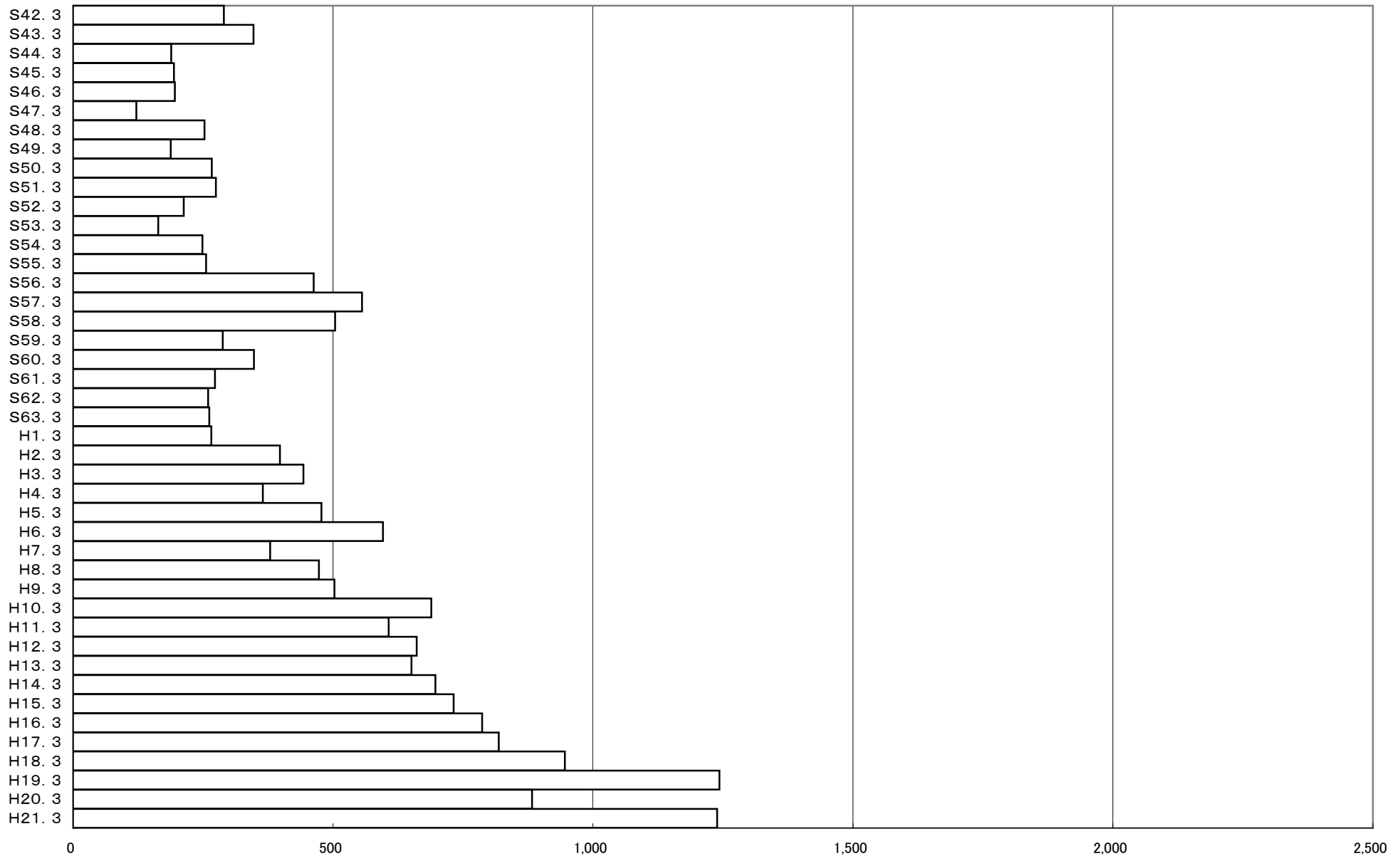
しかしながら、公認会計士試験制度を管理し、運営していく立場にある行政としては将来輩出され、我が国の経済社会を支える公認会計士の規模について、一定の目標と見通しを有することが適切である。

例えば、平成30年頃までに公認会計士の総数が5万人程度の規模となることを見込み、年間2,000名から3,000名が新たな試験合格者となることを目指しつつ、公認会計士試験制度の見直しと運営を行うことが考えられる。

(略)

公認会計士登録者数等推移

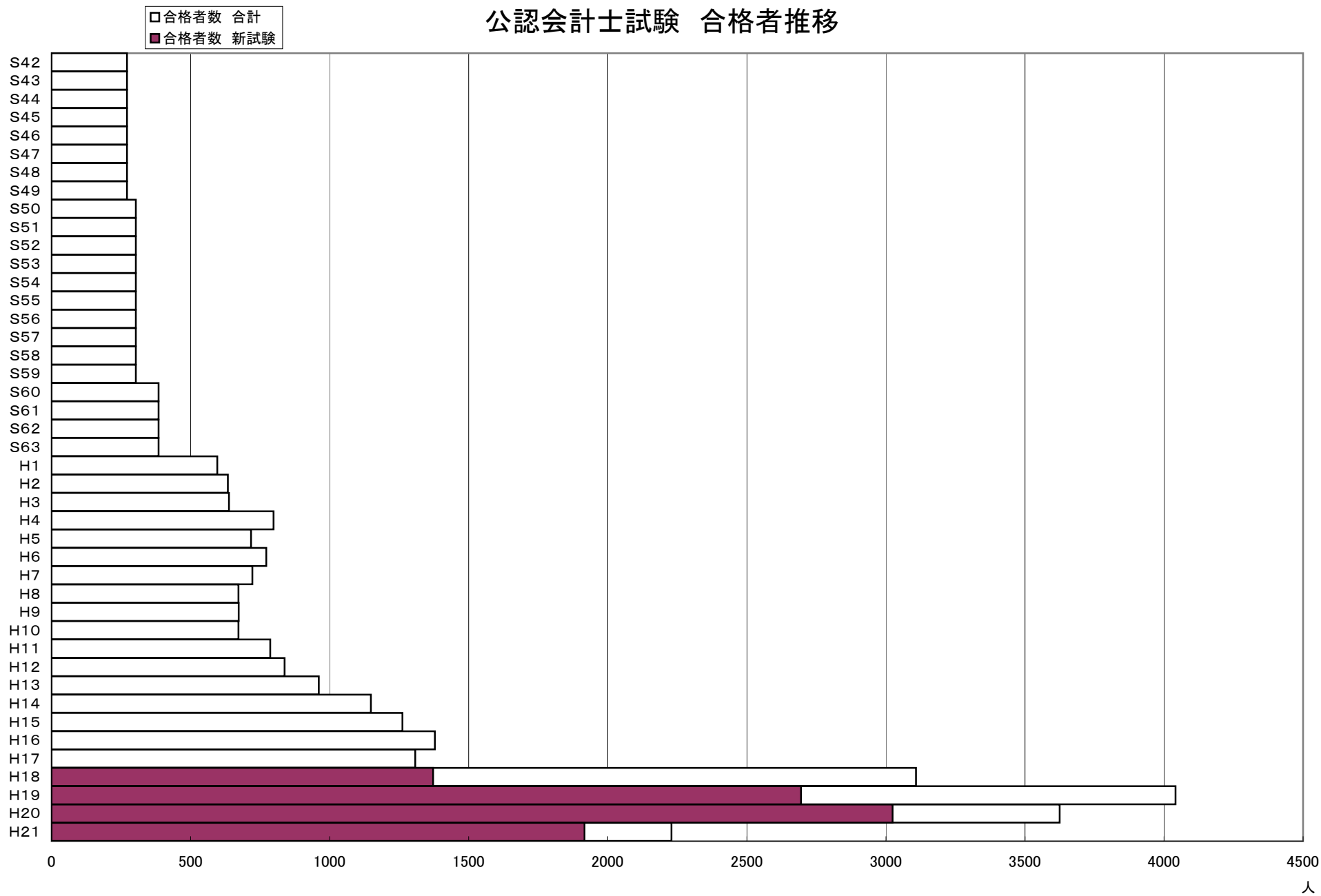
□ 登録者数



出典：日本公認会計士協会より入手した資料を基に金融庁作成

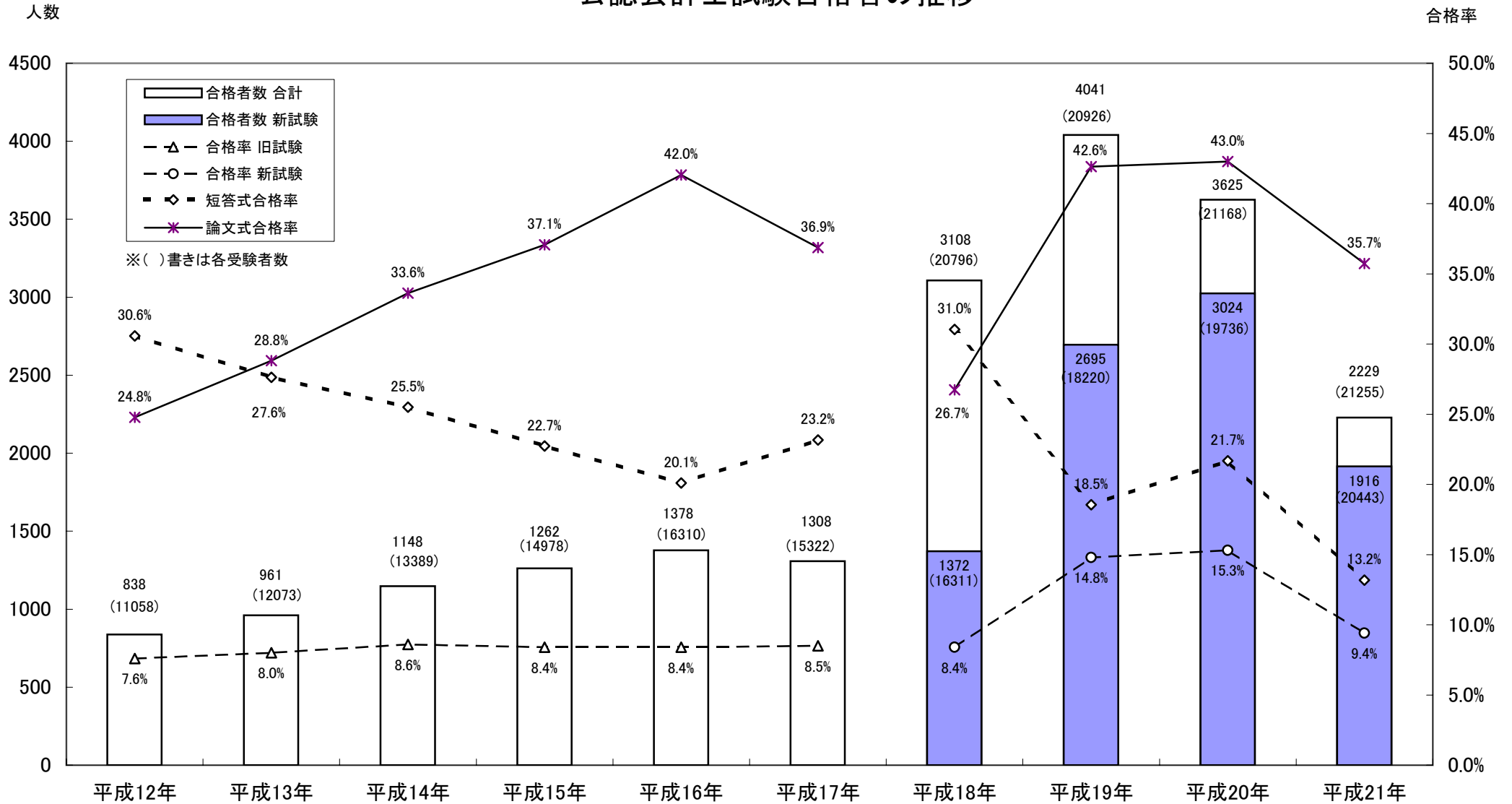
人

公認会計士試験 合格者推移



出典: 公認会計士・監査審査会「合格者調」より金融庁作成

公認会計士試験合格者の推移



	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
願書提出者数	11,058	12,073	13,389	14,978	16,310	15,322	16,311	18,220	19,736	20,443
短答式試験受験者数	11,058	12,073	13,389	14,978	16,310	15,322	16,210	14,608	16,217	17,371
短答式試験合格者数	3,381	3,336	3,414	3,404	3,278	3,548	5,031	2,709	3,515	2,289
論文式試験受験者数	3,381	3,336	3,414	3,404	3,278	3,548	5,132	6,320	7,034	5,361
論文式試験合格者数	838	961	1,148	1,262	1,378	1,308	1,372	2,695	3,024	1,916

(注1) 願書提出者数は、前年及び前々年の短答式合格者及び司法試験合格者等、短答式試験免除者を含んだ数字である。

(注2) 短答式受験者・合格者数は、前年及び前々年の短答式合格者及び司法試験合格者等、短答式試験免除者を含まない数字である。

(注3) 論文式試験受験者・合格者数は、旧2次試験合格者を除いた数字である。

業務補助等について

※ 業務補助等の種類

- ① 業務補助・・・監査業務について、公認会計士・監査法人を補助すること。
- ② 実務従事・・・財務に関する監査、分析その他の実務に従事すること。

※ 条件等

種類	対象者	対象業務
業務補助	会計事務所又は監査法人の従業者	1年に2以上の法人の財務書類の監査又は証明 (金融商品取引法、会社法監査の場合は1以上の法人で可)
実務従事	国又は地方公共団体の職員	国又は地方公共団体若しくは資本金5億円以上の法人の会計に関して ・検査若しくは監査の事務 ・国税に関する調査若しくは検査の事務
	銀行、保険会社、無尽会社等の社員	・貸付け ・債務の保証 ・その他上記に準ずる資金の運用に関する事務
	一般法人の社員	資本金5億円以上の法人において ・原価計算その他の財務分析に関する事務

上記の業務を通算して2年以上行なったことについて、公認会計士試験合格者が個別に申請を行い、金融庁において審査を実施。

※ 実際に認められた実務従事の例

<p>典型的な事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 国税局において、税務調査の業務を2年間担当した。 ② 銀行において、法人融資の業務を2年間担当した。 ③ 資本金5億円以上ある企業の経理部で、財務書類の作成など決算に関する業務を2年間担当した。 ④ 資本金5億円以上ある企業の企画部において、予算実績の管理に関する業務を2年間担当した。 ⑤ 資本金5億円以上ある企業の工場において、製品の原価管理を含む、当該工場の経理に関する業務を2年間担当した。
<p>実態として法令に合致しているとして認められた事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 資本金1億円未満の企業に勤務しているが、親会社(資本金5億円以上)の経理部門の業務がアウトソーシングされているため、親会社の決算業務を2年間担当した。 ② 財務書類の適正性を確保するための内部統制が適切か否かを調査する部門で、内部統制上の問題点を改善する業務を2年間実施した。 ③ 証券会社のアナリストとして、各上場企業の財務分析を行う業務を2年間担当した。 ④ 資本金1億円程度のコンサルティング会社に勤務しているが、資本金5億円以上の企業数社と財務アドバイザー契約を締結し、財務分析等を行う業務を2年間担当した。 ⑤ 税理士事務所に勤務していたが、資本金5億円以上の企業に派遣され、決算に関する業務を2年間担当した。

※ 業務補助と実務従事の割合

	業務補助人数	実務従事人数	合計	実務従事割合
旧試験時代	10,528人	408人	10,936人	3.73%
平成19年度	1,116人	67人	1,183人	5.67%
平成20年度	1,259人	47人	1,306人	3.59%
合 計	12,903人	522人	13,425人	3.88%

公認会計士法(抄)

(昭和二十三年七月六日法律第百三号)

(業務補助等)

第十五条 業務補助等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

- 一 第二条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間
- 二 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間

2 この法律に定めるもののほか、業務補助等について必要な事項は、内閣府令で定める。

公認会計士法施行令(抄)

(昭和二十七年八月十四日政令第三百四十三号)

(財務に関する監査、分析その他の実務)

第二条 法第十五条第一項第二号 に規定する財務に関する監査、分析その他の実務は、次に掲げるものとする。

- 一 国又は地方公共団体の機関において、国若しくは地方公共団体の機関又は国及び地方公共団体以外の法人(当該法人が特別の法律により設立された法人以外の法人であるときは、資本金額(資本金の額、出資の総額又は基金の総額をいう。)五億円以上のものに限る。第三号において同じ。)の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務を直接担当すること。
- 二 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項 に規定する金融機関、保険会社、無尽会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付け、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務を直接担当すること。
- 三 前号に掲げるものを除くほか、国及び地方公共団体以外の法人において、原価計算その他の財務分析に関する事務を直接担当すること。

業務補助等に関する規則(抄)

(昭和二十五年八月十二日公認会計士管理委員会規則第七号)

(通則)

第一条 公認会計士の登録を受けようとする者は、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。）第十六条 に規定する実務補習の外に、法第二条第一項 の業務について公認会計士（外国公認会計士及び外国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者を含む。以下同じ。）若しくは監査法人を補助すること（以下「業務補助」という。）又は財務に関する監査、分析その他の実務に従事すること（以下「実務従事」という。）を必要とする。

第二条 業務補助は、一年につき二以上の法人（当該法人が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の二 の規定により公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることとなつている場合又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号 に規定する会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表（同法第四百三十九条 前段に規定する場合にあつては、同条 の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、同法第四百三十五条第一項 の貸借対照表をいう。）に資本金として計上した額が一億円を超える株式会社に限る。）である場合には一社以上）の財務書類の監査又は証明業務を対象として行わなければならない。

2 実務従事は、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第二条 各号に規定する事務について、正職員として、かつ、本務として直接担当しなければならない。

(期間及びその計算方法)

第三条 業務補助又は実務従事（以下「業務補助等」という。）の期間は、通算して二年以上とする。

2 前項の規定により期間を通算する場合には、日数により、三十日を一月として計算するものとする。

実務補習

国が決めている事項

1. 実務補習の内容（実務補習規則第2条）

- ① 会計に関する理論及び実務
 - ② 監査に関する理論及び実務
 - ③ 経営に関する理論及び実務
 - ④ 税に関する理論及び実務
 - ⑤ コンピュータに関する理論及び実務
 - ⑥ 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理
- ※1 国際的な動向に十分配慮して実施するものとする。
※2 科目までは規定されていない。

2. 実務補習の方法等（実務補習規則第3条）

（1）実施単位数

- ① 実務に関する講義及び実地演習（1時間1単位とし360単位以上）
 - ② 考査（100単位以上）
 - ③ 課題研究（60単位以上）
- ※1 考査は10回以上、課題研究は6回以上実施
※2 実施単位数の内訳までは規定していない。

（2）修了要件

- ① 実務に関する講義及び実地演習（270単位以上）
 - ② 考査（60単位以上）
 - ③ 課題研究（36単位以上）
- ※1 考査は10回以上受け、課題研究は6回以上受講
※2 単位の認定に当たっては、適切な判定に努めなければならない。

（3）単位の減免

実務補習機関は、実務補習規程に定めらうえで、受講者が会計専門職大学院で履修、単位修得した科目について、実務補習の単位を減免することができる。

（4）その他

講義等の実施日、受講者その他の実務補習に関する事項を記載した帳簿の備えつけ、保存など。
※ 実務補習の期間までは規定されていない。

実務補習機関からの届出、報告事項など

1. 実務補習機関の認定（公認会計士法第16条）

公認会計士の組織する団体その他の機関が申請を行い、国が実務補習機関の認定を行う。認定の申請に当たっては、実務補習規程の提出が必要である。

また、認定の基準の一つに「実務補習の手数料の額が、適当と認められる額であること」の要件がある（実務補習規則第4条）。

2. 実務補習機関への必要な指示（公認会計士法第16条第4項）

国は、実務補習機関が行う実務補習の内容、方法その他の事項が内閣府令で定める基準に照らして適当でないと認めるときは、当該実務補習団体等に対し、必要な指示をすることができる。

3. 実務補習規程の変更の届出（実務補習規則第6条）

実務補習機関は、実務補習規程を変更しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を届け出る。

4. 実務補習修了の報告等（公認会計士法第16条第6項、第7項）

（1）実務補習機関は、受講者がすべての実務補習の課程を終えたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該実務補習の状況を書面で報告しなければならない。

（2）国は、報告に基づき、受講者が実務補習のすべての課程を修了したと認めるときは、当該受講者について実務補習の修了したことの確認を行わなければならない。

実務補習機関が決めている事項

1. 実務補習規程（実務補習機関：一般財団法人会計教育研修機構が策定）

（1）実務補習の修業年限は3年とする。

ただし、業務補助（又は実務従事）の期間が2年以上ある者については、修業年限を短縮することができる。

（2）考査、課題研究は成績により単位を取得

満点	10単位	満点の90%以上満点未満	9単位
満点の80%以上90%未満	8単位	満点の70%以上80%未満	7単位
満点の60%以上70%未満	6単位	満点の50%以上60%未満	5単位
満点の40%以上50%未満	4単位	満点の40%未満	0単位

（3）修了要件

- ① 実務に関する講義及び実地演習の単位を270単位以上取得。ただし、第1学年で実施した単位を180単位以上、第2学年で実施した単位を40単位以上、第3学年で実施した単位を20単位以上取得するとともに、ディスカッション等の単位を15単位以上含むこと。
- ② 考査をすべて受け、60単位以上、かつ、各考査につき4単位以上の単位を取得
- ③ 課題研究は、研究報告書をすべて提出し、36単位以上、かつ、各回（各テーマ）につき4単位以上の単位を取得
- ④ 日本公認会計士協会が実施する修了考査に合格
- ⑤ ①、②及び③の要件を満たさなかった補習生は、該当する要件を満たすまで実務補習を受けなければならない。

（4）実務補習単位の減免

実務補習規則の定めるところにより、実務補習機関は、受講者が会計専門職大学院で履修、単位修得した科目について、実務補習の単位を減免することができる。

（5）入所料及び補習料

入所料は15,000円、補習料は168,000円（修業年限3年分）

2. 実務補習所運営細則

実務補習所の設置及び運営に関し必要な事項について定める。

修了考査

国が決めしている事項

1. 修了考査（実務補習規則第7条）

（1）要件

修了考査は、受講者が実務補習機関において、①実務に関する講義及び実地演習（270単位以上）、②考査（60単位以上）、③課題研究（36単位以上）を修得している場合に受けることができる。

（2）内容

- ① 会計に関する理論及び実務
- ② 監査に関する理論及び実務
- ③ 経営に関する理論及び実務（コンピュータに関する理論を含む。）
- ④ 税に関する理論及び実務
- ⑤ 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理

（3）回数、手数料

- ① 年1回以上行う。
- ② 手数料の額は、適当と認められる額でなければならない。

2. 修了考査を実施する日本公認会計士協会への必要な指示（実務補習規則第7条第9項）

修了考査の適正な実施を確保するため、修了考査の内容、方法その他の事項が適当でないとき、日本公認会計士協会に対し、必要な指示をすることができる。

日本公認会計士協会が決めている事項

修了考査実施細則（国が定める公認会計士の組織する団体：日本公認会計士協会が策定）

1. 実施日

毎年1回、原則として12月に2日間の日程で行う。

2. 実施

(1) 時間、問題数、配点

- ① 時間は、会計に関する理論及び実務、監査に関する理論及び実務、税に関する理論及び実務については各3時間、経営に関する理論及び実務については2時間、公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理は1時間
- ② 問題数は、各科目大問2問。大問には小問等を設けることができる。
- ③ 配点は、会計に関する理論及び実務、監査に関する理論及び実務、税に関する理論及び実務については各300点、経営に関する理論及び実務については200点、公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理は100点

(2) 合格基準

総点数の60%を基準として、運営委員会が相当と認めた得点比率とする。
ただし、満点の40%に満たない科目が1科目でもある者は不合格とすることができる。

(3) その他

修了考査の実施に必要な事項及び運営委員会の組織、運営その他必要な事項について定める。

公認会計士試験合格者と公認会計士 の活動領域の拡大に向けて

平成 21 年 9 月

金 融 庁

公認会計士・監査審査会

日本公認会計士協会

1. 合格者等の活動領域拡大に向けて公認会計士制度が改正されました

～経済社会の様々な分野で合格者や公認会計士が活躍できるように～

- (1) 平成15年の公認会計士法改正により、平成18年から新しい公認会計士試験制度が導入されました。これは、受験者層の多様化と受験者数の増加を図り、質の高い人材が経済社会で多数活躍できるようにすることが狙いであり、これを受けて、公認会計士試験合格者(以下「合格者」といいます。)の数は、近年増えてきています。

<平成14年金融審議会答申>

平成15年の公認会計士法の改正は、平成14年の金融審議会の答申を受けたものであり、その答申においては、「公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められている。」との整理がなされています。

これは、合格者が公認会計士資格を取得して監査業界で働くという単一のキャリアパスを追求するだけでなく、試験合格により会計・監査分野の専門的知識や能力があることを客観的に評価されたことを踏まえ、経済界等の幅広い分野で多様なキャリアパスが構築できること、また、それが期待されていることを意味していると考えられます。

- (2) 上記金融審議会答申を踏まえると、合格者や公認会計士に対して、監査業界での活躍のみならず、企業の中でその専門的知識を生かして働く等、経済界等の幅広い分野で活躍することが期待されています。

実際に、近年、公認会計士の活動領域は拡大しています。例えば、企業に勤務し、複雑な会計基準適用の判断、内部監査、経営戦略のアドバイス、合併・買収のM&Aを担当する等、企業で活躍する公認会計士の数は、数百人レベルまで増えていると言われてしています。

また、金融庁でも、国際会計基準導入等の政策の企画立案担当部局である総務企画局、金融機関の検査等を行う検査局や監督等を行う監督局、監査法人や公認会計士事務所の業務に関する検査等を行う公認会計士・監査審査会、インサイダー取引や有価証券報告書の虚偽記載等を調査する証券取引等監視委員会において、多くの公認会計士が活躍しています。

(3) なお、被監査業界の最近の深刻な経済情勢もあって、監査業界においても、厳しい雇用情勢となっております。合格者においても、監査業界のこのような雇用情勢の下、上記金融審議会答申を踏まえて、経済界等の幅広い分野に活躍の場を求めることは有意義です。

また、従来から、合格者は、監査業界に就職し、実務経験(業務補助)を積むことにより公認会計士資格を取得するケースが多いことは事実ですが、公認会計士制度改正以降、経済界等での実務経験(実務従事)が、公認会計士の資格取得の要件を満たせるように、制度の弾力的な運用も行われてきています。残念ながら、弾力化された実務従事制度は、現時点においても十分に活用されていない状況です。

合格者においては、実務従事制度を有効に活用し、経済界等での実務経験をもとに、公認会計士資格を取得することも積極的に検討してください。企業に就職し、会計関連業務の現場経験をバックグラウンドとした公認会計士を目指すことも有望なキャリアパスではないでしょうか(なお、実務従事については「4.「実務従事」として認められる多様な職種」をご参照ください。)

<合格者や公認会計士が期待される活動例>

- 企業の中でその専門的知識を生かして、その企業を支える様々な分野で活躍
経理、予算管理、原価管理、内部監査、企業財務分析、与信管理、財務コンサルティング、組織再編、M&Aやグループ会社等含めた新規上場戦略等様々な分野での活躍が期待されています。
- コンサルタント会社等で企業経営へのアドバイス
経営戦略の立案から組織再編、株式公開に関する支援や情報システムの構築等があります。また環境監査に関する支援もあります。

2. 経済界における会計関連業務の今後の動向

～企業内における合格者等の会計専門家の役割はますます重要に～

(1) 合格者が企業内で働くことの公認会計士法での意義

公認会計士法第1条においては、「公認会計士の使命」として「財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」と規定されております。公認会計士法第1条の趣旨に鑑みれば、会社等の公正な事業活動、投資者・債権者の保護等に資するためには、社外の立場から行う監査業務のみならず、企業内において、経理、予算管理、原価管理や内部管理といった企業活動を支える重要な基盤的業務についても、公認会計士や合格者が、会計専門家として専門的能力を発揮し、活躍することが極めて重要です。

(2) 国際会計基準(IFRS)等新たな業務への対応の必要性

一方、企業における会計関連業務は、近年急速に複雑・多様化しています。

例えば、平成 20 年度からの四半期報告制度導入により、従来の年1回の有価証券報告書の提出に加え、年3回四半期毎に四半期報告書を提出することで、企業業績等に係る情報を投資者・債権者に対して適時に提供することが求められています。また、企業内においても、四半期決算・月次決算といった経営管理に必要な情報を、より適時に把握し、的確な経営チェックを行っていくことが求められていると考えられます。

また、平成 20 年度から導入された内部統制報告制度は、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価と公認会計士等の監査を義務付けるものであります。経営者は内部統制の構築として、適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続を示すとともに、適切な整備・運用、虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価・対応、虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制やモニタリング体制の整備・運用を行い、内部管理部門をはじめとする企業内にこれら諸施策を浸透させるための一定の指導や研修等も必要だと考えられます。

さらに、企業会計審議会では、我が国における国際会計基準の取扱いについて審議を行い、その結果、2010 年3月期(年度)から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に、任意適用を認めることが適当であること等を内容とする「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」を平成 21 年6月に公表しております。国際会計基準を適用するためには、プリンシプル・ベースと言われている国際会計基準を十分理解し、作成者が実務において適切に運用していくことが必要となります。このため各企業において内外のグループ企業全体で適切に国際会計基準を適用するための具体的な会計処理や財務報告の諸手続を定め、それらを支える内部統制を整備する等、各般の準備が必要です。

このように、会計関連業務は、近年急速に複雑・多様化しており、また、国際会計基準に関する今後の議論の進展を踏まえ、企業内における会計知識や会計関連業務の重要性は更に増大していくことが予想されます。

(3) 合格者等の会計専門家への今後のニーズ

会計関連業務の複雑・多様化、国際化に対応するためには、企業における社内体制の整備が必要であり、そのため、会計関連業務に精通した人材の充実・強化が、質・量ともに強く求められることになると考えられます。企業が会計専門家を獲得する上では、合格者の採用も有力な一つの方法だと考えられます。

既に会計知識や会計関連業務の重要性を熟知し、会計専門家の必要性を認識して、合格者や公認会計士の積極的な採用・育成に乗り出している企業も現れはじめています。

(4) 企業内の会計関連体制の拡充強化に向けた周知活動等

こうした中、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会(全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会は、以下「金融四団体」といいます。)は、本年4月以降、意見交換を行い、7月31日に「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域拡大に関する意見交換会中間取りまとめ」を公表しました(以下「中間取りまとめ」といいます。別添公表資料)。

なお、詳細は金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090731-5.html>)でも掲載しております。

この中間取りまとめにおいて、今後の取り組みとして金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融四団体は、合格者の経済界での一層の活躍を推進すべく、

① 経済界における以下の点の周知活動

- ・ 企業内会計専門家の拡充の必要性の認識
- ・ 会計専門家の人材プールとしての合格者の存在の認知
- ・ 大学卒業済みの合格者の採用の可能性についての検討
- ・ 合格者に対する求人情報の提供

② 合格者が経済界で活躍しやすくなるような環境整備

- ・ 合格者と企業等をマッチングさせる制度の整備・強化
- ・ 経済界向けの就職説明会の開催
- ・ 経済界で活躍する合格者や公認会計士のネットワーク化の促進と活躍事例集の作成
- ・ 実務従事の要件の明確化、見直しの検討

等を行うこととしています。

3. 合格者に望まれること

～試験合格に甘んじることなく積極的なアピールと自己研鑽を続けることが必要～

- (1) 経済界における会計専門家に対するニーズは、今後、増していくことが予想され、また、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融四団体においても、中間取りまとめで示されているとおり、合格者の経済界での一層の活躍を推進すべく、今後、経済界への周知活動に積極的に取り組むこととしていますが、平成14年の金融審議会答申で示されたように、合格者や公認会計士の活動領域が経済社会に広く拡大していくためには、こうした取り組みに加えて、合格者においても、監査業界以外の分野にも目を向け、経済界等の新しい分野にも、チャレンジしていくことが望まれます。

(2) また、経済界に就職し、実務経験(実務従事)を積むことで、公認会計士資格を取得できるように、制度の弾力的な運用が図られてきています。この実務従事の制度を極力活用していただき、経済界で、経理、予算管理、原価管理、内部監査、企業財務分析や与信管理等といった、会計関連実務の現場経験を持った公認会計士が誕生することは、本人のみならず、所属する企業、監査業界や経済界、ひいては、我が国の金融資本市場にとって有意義であると考えられます。

(3) 他方、現下の厳しい雇用情勢の中で就職することは、経済界であれ、監査業界であれ、本人の相当な努力が必要です。公認会計士試験の合格や資格の取得に至るまでの努力、会計に関する専門性や素養を持っていることは大変評価すべきことでありますが、就職するためには、合格や資格取得に加え、それぞれの企業が求める人物像に合致していることが必要です。例えば、経済界からは以下のような意欲や能力を備える人物を求めているとの声が聞かれます。

- ① 会計関連業務を一つの専門とするが、それ以外の業務も幅広く経験し、企業活動の実務全般に広く通じることができる柔軟性やバイタリティ
- ② 将来的には会計実務のみならず、経営上の指標設定、目標管理等の経営支援を通じて、広く経営への関与を目指す意欲
- ③ 相手方とのコミュニケーション能力や自分の考え・アイデアを相手方に伝えるPR力(これは、近年、監査業界でも採用に当たって強く求められていることです。)

これらの声は、採用後の状況変化や経営者側の期待も踏まえながら、更に専門分野以外にも幅を広げる等、多様なキャリアパスを柔軟に構築していくことが期待されている表れではないでしょうか。

(4) 就職活動において、相手がどのような人物を求めているかは千差万別ではありますが、相手が何を求めているかを考えて、採用面接時等において自己PRすることは、経済界のみならず監査業界においても必要なことだと思われます。合格者においても、就職活動を行う際には、経済界にも目を向けて積極的にチャレンジし、上記のような声を真摯に受け止め、就職後の状況変化や経営側の期待も踏まえながら、積極的に自己PRを行い、就職への意欲を述べてはどうでしょうか。

4. 「実務従事」として認められる多様な職種

～合格者が経済界等で活動しても公認会計士となる道は拓かれている～

(1) 合格者が経済界等で会計専門家として活動していくなかでは、必ずしも公認会計士資格を

取得することが必須ではありませんが、公認会計士資格取得を望まれる方には、経済界等の実務経験をもとに資格取得する道も近年大きく拓かれております。

<業務補助と実務従事>

公認会計士資格取得に必要な業務補助等は、監査業界で監査の実務経験を積む「業務補助」と、経済界等で財務に関する監査、分析その他の実務経験を積む「実務従事」とに分類されます。

- ① 業務補助(監査証明業務について公認会計士又は監査法人を補助)
- ② 実務従事(財務に関する監査、分析その他の実務に従事)

(2) 具体的には、経理、予算管理、原価管理、内部監査、企業財務分析や与信管理等様々な分野で実務経験を積むことで、公認会計士資格を取得できる要件を充足することも可能となるように、制度の弾力的運用が図られてきています。

その結果、仮に監査業界以外に就職した場合であっても、「実務従事」として認められ、公認会計士資格の取得要件を充足することができる職種が相当程度あります。

<実務従事に該当する業務の実例>

法令で定められた民間企業の業務	
●	資本金額5億円以上の法人において、原価計算その他の財務分析に関する事務 一般企業(業種は問いません。)の財務部・経理部等で財務分析の仕事に従事(単純な経理事務や記帳業務等は不可)等
●	銀行や信託会社等において、貸付け、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務
実例	
1. 資本金額5億円以上ある企業での実務従事の例	
(1) 決算に関する業務等	
○	決算書類作成業務や海外子会社の財務諸表の分析に関する業務を担当した。
○	有価証券・デリバティブ等金融商品に関する経理・決算業務やこれら金融商品に関するリスク管理に関する業務を担当した。
○	月次・四半期決算の財務書類の作成や決算業績予想数値の算定に関する業務を担当した。
(2) 予算実績の管理に関する業務等	
○	自社やグループ会社の予算実績管理、経営改善に関する業務を担当した。

- 資金計画の企画・立案や経費予算の策定・実績管理に関する業務を担当した。
- 海外関連会社や海外支店の業績把握(実績や予算管理)に関する業務を担当した。
- 経営戦略の一環として行う新規事業の立ち上げにおける事業計画・収支計画の策定や子会社の財務分析・資金繰りに関する業務を担当した。
- 子会社の経営状態の把握・融資条件の検討や融資額の決定、本社の資金需給の把握や本社の事業計画(貸借対照表・資金運用表)の策定・実績との差異分析に関する業務を担当した。

(3)工場の経理に関する業務等

- 自社工場や本社経営企画部において、工場原価管理や経営企画を目的とする財務分析に関する業務を担当した。
- 自社工場において、製品の原価管理を含む、当該工場の経理に関する業務を担当した。

(4)他社(資本金額5億円以上)の財務分析に関する業務等

- 証券アナリストとして、他社の財務分析や企業評価に関する業務を担当した。
- 企業財務戦略や退職金・年金に係る財務・資産運用戦略の提案活動に関する業務、国内外の金融機関・年金基金等における財務戦略に係る調査や分析に関する業務を担当した。
- 経営コンサルティングを目的として、他社の財務分析に関する業務を担当した。
- 会社戦略の意思決定を目的とする会議(事業戦略会議、本部長会議等)への資料の提出を目的として同業他社や自社事業部の財務分析に関する業務を担当した。

(5)株式公開準備に関する業務等

- 株式公開のための各種申請書類作成、予算作成、財政状態・リスク情報分析や原価計算に関する業務を担当した。
- 株式公開のための各種申請書類作成や決算短信等作成に関する業務を担当した。

(6)内部統制に関する業務

- コンサルタント会社において、財務書類の適正性を確保するための内部統制が適切か否かを調査する部門で、他社(資本金額5億円以上)に対して、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を目的とする内部統制評価支援に関する業務(内部統制上の問題点を改善する業務)を担当した。

(7)その他

- 工事原価算定を目的とする原価計算や自社の経営実態を把握することを目的とする財務分析に関する業務を担当した。
- 海外関連会社に対する会計指導を目的とした財務分析、自社損益管理制度の企画・立案

や損益管理資料の分析に関する業務を担当した。

2. 資本金額5億円未満の企業での実務従事の例

- 資本金額1億円程度のコンサルタント会社において、顧客から依頼のあった評価対象企業（資本金額5億円以上）に関する株主資本価値評価等を目的とする財務分析に関する業務を担当した。
- 親会社（資本金額5億円以上）の経理業務の委託を受けている100%子会社（資本金額5億円未満）に勤務し、親会社の財務諸表等の作成や財務分析に関する業務を担当した。

3. 銀行や信託会社等において、貸付け、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務

- 銀行において、法人融資の業務を担当した。
- 保険会社において、株式の資産運用のために各企業の財務内容調査の業務を担当した。
- 保険会社において、投融資審査、社内格付付与、業界レポート作成の業務を担当した。

法令で定められた公的機関の業務

- 国又は地方公共団体の機関において、国若しくは地方公共団体の機関又は資本金額5億円以上の法人の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務

実例

- 国税局（税務署）において、税務調査の業務を担当した。
- 県庁において、市町村の財務監査や地方交付税に関する検査の業務を担当した。

(注)なお、「実務従事」の審査においては、「実務従事」として認められる業務に該当するかどうか、所属部署、職種等によって一律・形式的に判断するものではなく、当該業務において、継続的に法令で定められた事務（財務分析に関する事務等）を行っていたかどうかを中心に、個別に判断することとなりますので、ご質問等がありましたら金融庁までご連絡願います。

5. 経済界等で活躍する合格者や公認会計士の体験談

新日本製鐵(株) 財務部 (決算を担当) 池田 悟 (38歳)

18年前の平成3年、大学3年の時に当時の公認会計士二次試験に合格し、その後新日本製鐵(株)に就職しました。就職を決めた後、「なぜ監査法人に就職せず、新日鐵に就職したのか？」との質問を友人や先輩など多くの方々から受けました。当時の気持ちを振り返ってみると、資格試験に合格したものの、監査の分野で一生を過ごす意思は無く、学んだ会計の知識をより幅広いフィールドで活かせないかと感じていました。そこで通常の就職活動を行い、現場、技術、営業、財務等の様々な分野でそれぞれがプロフェッショナルとして活躍する企業で今まで学んだことを活かしたいと考え、製造業である新日本製鐵(株)への就職を決めました。

入社後は財務諸表の作成等を行う決算業務、投資の可否判断や案件遂行のアドバイスを行う投融資管理業務、製鐵所における原価管理業務、企業買収や組織再編に関する業務等様々な業務を担当し幅広い分野で会計・財務の知識を活かした仕事に従事してきました。特に印象に残った事例を3点あげると、①企業会計審議会の幹事を拝命し、橋本内閣が推進した「会計ビッグバン」において退職給付や研究開発費に係る会計基準の見直しに携わったこと、②日本で初めてとなる種類株式制度を活用し、上場関連会社の再建スキームを立案・実行したこと、③3,000億円の優先出資証券のスキームを検討し資金調達を行ったことがあげられ、企業を代表しての意見発信や企業の意思決定に直接携わる機会を数多く経験しました。これらは、公認会計士の資格を持って企業に勤めていたからこそできた仕事ではないかと考えます。

今年公認会計士試験を合格された皆さんには、是非立ち止まってもう一度就職について考えて頂きたいと思います。企業の中には会計の専門性を活かせる職場があり、国内外問わずスケールの大きな仕事に従事するチャンスが数多くあります。企業の意思決定に直接携わり、その中で皆さんが学んだことを活かしていくことは大いに遣り甲斐があることだと思います。活躍のフィールドは幅広く広がっています。皆さんの中から企業で挑戦してみようという方が出てきてくれることを期待しています。

米国住友商事 財務経理グループ（会計及び税務業務担当）

加藤 寛 （32歳）

私が現在の会社に就職した理由は、クライアントが作成した財務諸表を外部から監査するという立場ではなく、自ら作成する側に立ち、単に財務諸表を作成するだけでなく、事業経営上の意思決定に有益な情報を定量的な面から提供できるような、経営に近い仕事に携わりたかったためです。

とりわけ総合商社は、従来のトレードビジネスから事業投資・経営にシフトしており、営業担当者も含めて会計的な知識・経験がより必要となる業界であること、また、グローバルに展開しビジネスの変化も激しいため、会計面・税務面で先端的な知識が求められ、公認会計士試験を通じて得た体系的な知識を最も活かせる職場なのではないかと思います。

入社時は、海外子会社を主として会計面からサポートする部署に所属し、現在はトレーニーとしてニューヨークに派遣され、在米国子会社の会計及び税務業務に携わっていますが、入社前に描いていたイメージに間違いはなく、会計及び税務的な面から会社経営をサポートしているという実感、やりがいを感じています。例えば最近では、米国に子会社を設立し組織再編するにあたり、会計処理はもちろんのこと、契約書類の手配や政府への届け出等も自らおこないました。また、日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準へのキャッチアップが求められるため、まさに公認会計士としての知識・経験を活かしながら仕事をしていると実感しています。

一般企業において公認会計士の活躍の場は広がっており、今後その必要性は増していくと感じています。

私は平成7年、大学3年の時に公認会計士試験二次試験に合格し、大学卒業後、ソニー株式会社に入社しました。

二次試験合格後は、実務補習所で監査法人に就職した年上の友人たちと共に学んでいたのですが、当時は、大学卒業後に監査法人に就職することが既定路線のように感じていました。しかしながら、将来は企業の中でビジネスを推し進めたいという気持ちが強かったため、一般企業への入社を決めました。ソニーグループは、傘下にエレクトロニクス製造業のみならず、音楽、映画、金融等子会社を有しており、頻繁に事業再編も行っていることから、幅広い領域で、試験勉強を通して身に付けた知識を活用し、組織に貢献できると考え、この会社を選びました。

入社後は、連結決算(米国会計基準)を担当する部署に配属され、連結決算書類の作成、業績分析、報告業務に従事しました。入社1年目から会社代表として、担当監査法人のパートナーの方とも会計処理について活発に議論、意見交換させて頂いたのを覚えています。会計理論をベースに、実態に即したあるべき会計処理を検討するという点では、監査法人の中で働くのも、企業の中で働くのも大きな差はないと感じます。

現在は、単独決算、税務申告業務を経て、平成18年より英国ロンドンに駐在、欧州子会社の会計指導、BPRを行うとともに、会計、税務の視点からビジネススキームの立案、遂行をサポートしています。

弊社には、現在、15名の公認会計士資格保有者がおり、それぞれが会計、税務等の専門性を活かして活躍していますが、重要なのは、今まで何を学び、身に付けてきたのかではなく、今後、その知識、経験をどのように活用し、どれだけ新しいことを吸収していけるかだと思います。

今年、会計士試験に合格された皆さんにも、幅広い視野をもって、今後の活躍の場を決めて頂ければと思います。

(株)ジャルリーブ (決算担当) 福永 砂織 (40歳)

私が公認会計士資格取得を目指したのは、社会人として複数の企業で就業し、30歳を越えてからのことでした。会社員として、企業会計に興味を持ったことがそのきっかけであったため、二次試験合格後の就職先として、監査ではなく会計の知識を活用できる企業を選択しました。

入社した(株)ジャルリーブは、日本航空グループの会計税務業務を行う SSC (シェアード・サービス・センター)であるため、(株)日本航空の連結決算業務を中心に、国内外の様々なグループ会社の経理業務の補助や、グループ内外の企業再編処理等を行っています。公認会計士の資格保有者として企業での業務を行うにあたり、現在特に興味深くやりがいを感じている点が二点あります。一つは、実務では次々と新しい形態の契約、取引が発生しているので、会計制度と照らし合わせて、どのように処理するのが適切であるかを考えていくことです。また二点目は、グループ企業内の他部署の方々に会計の考え方、例を挙げれば、仕訳における貸借の意味から、貸借対照表、損益計算書等の見方、個社決算と連結決算との相違について、といった情報をより正確にわかりやすく伝えることで、相手の方に会計に対する理解や興味を促せることです。

これから公認会計士として仕事をしていく方々には、視野を広く持っていただき、せっかく学んだ会計の知識を、求められているところで存分に活用してもらいたいと思います。企業では、会計の知識は経理・財務内にとどまらず、想像以上に広く活用の場がありますので、様々な分野で公認会計士の仕事の幅をより広げていってくれることを期待します。

(株)三菱東京UFJ銀行 企画部 主計室 三ツ木 寛 (26歳)

会計専門職大学院 2 年在学時に現行の公認会計士試験に合格し、翌年平成 20 年 4 月より(株)三菱東京 UFJ 銀行に勤務させて頂いております。本稿を通して、少しでも皆様に企業内会計専門家という道に関心をもって頂ければ幸甚でございます。

1. 監査法人ではなく企業に就職した理由・動機

私が監査法人ではなく企業に就職した理由は、「会計専門職大学院での経験」と「現在の企業との出会い」による影響が大きかったと考えています。私も学生時代に公認会計士を目指し始めた当初は、合格後は監査法人に就職することを、あたかも「当然のこと」のようにイメージしていました。それが、会計専門職大学院で学ぶなかで、会計専門家としてのいろいろな可能性に触れ、未知なる可能性に挑戦してみたいと考えるようになりました。そして、現在の企業と出会いました。企業内の会計専門家の必要性をいち早く認識し、IFRS 導入に向けた円滑な制度変更や財務戦略の立案等に資する人材を育成していこうとする「企業目線」は、私に新たな可能性を期待させ、最終的に現在の企業に就職することを決めました。

2. 企業内会計専門家としてのやりがいと思い描く将来像

入社後の日数は浅いですが、その間、米国基準決算を担当させて頂いており、今後は IFRS 移行プロジェクトに参画して IFRS 導入に向けた全社的な検討に取り組むこととなります。入社後、周囲から強く感じることは、会計専門家に対して企業内部から寄せられる期待レベルは想像以上に高いということです。

企業内会計専門家としての道はまだまだフロンティアかも知れませんが、それ故に挑戦した者がその道の第一人者となれる可能性を秘めています。それは私にとって大きなやりがいとなっています。とりわけ弊社グループは Global Top クラスの総合金融グループを目指しており、今後、自身がこの課題に会計・税務の視点からどのように貢献していくかを考察しながら業務に携われることは、私にとって大きなやりがいとなっています。

3. 公認会計士合格者へのメッセージ

ほとんどの合格者が監査法人に就職を志望するなかで、企業への就職を選択することは確かに勇気のいることかもしれません。しかし、企業内の会計専門家という道は、今まさに切り拓こうとしている無限の可能性を秘めたフロンティアです。そして、これを新たな活躍分野とできるか否かは、最後は、私を含めたこれからの時代を担う若き会計専門家が果敢に挑戦していけるか否かではないかと考えます。

志高き若い世代として、共にこの新たな可能性を切り拓いていきませんか。

野村證券(株) 企業情報部 元岡 穰 (23 歳)

私は大学 3 年の時に 2006 年の公認会計士試験に合格し、大学在学中、一年強の間、あずさ監査法人にて非常勤として勤務しておりました。監査業務はディスクロージャーの信頼性を担保するという金融市場のインフラを担っており、非常にやりがいのある仕事でしたが、M&A という企業の事業戦略に密接に関わる仕事に従事したいという思いが強く、また、新卒での就職先としては、より厳しい環境において自らを鍛えられる組織が良いと考え、M&A の案件総額及び案件数共に日本一である野村證券の投資銀行部門への就職を決めました。

正直なところ、相談した多くの会計士の諸先輩には数年間監査経験を積んでから、転職しても遅くないのではとのアドバイスを受け、迷った時期もありましたが、入社後一年強が経過した今は質・量共に非常に充実した M&A 案件及び、非常に優秀な諸先輩や同期に恵まれ、野村證券に就職して良かったと心より思っております。

入社後は、M&A のエクゼキューションを担当している企業情報部にて、株式価値評価・買収ストラクチャーの検討・各種開示資料のドキュメンテーション等の業務に従事しております。これらの業務はいずれも公認会計士試験を通じて得られる会計・税務・会社法・ファイナンス等の知識を必要としており、公認会計士としての専門的知識を強みとして生かしながら仕事をしていると実感しております。若輩ながらに、新聞等で大きく取り扱われる M&A 案件の買収戦略や株式価値評価に携わっているのは、公認会計士試験合格後、新卒で野村證券に就職したからこそであると思います。

公認会計士試験に合格された皆様には、公認会計士としての専門的知識を生かせる職場として一般企業という選択肢もあることを是非知っていただきたいと思います。皆様が、専門的知識を M&A 等の事業戦略に直接関わる分野にて遺憾なく発揮し、幅広い分野にて活躍されることを期待しております。

住友生命保険相互会社 経理部 伊藤 修吾 (45歳)

昭和63年に公認会計士二次試験に合格し、監査法人に12年間勤務した後、平成12年に当社に入社しました。監査法人では、銀行・証券会社等の金融機関、製造業、ソフトウェア業等様々な業種の会計監査を担当しておりました。会計監査を実施するに当たっては、各社の事業内容や各業界固有の慣行等取引の背景に対する理解のもと、各社の取引が正しく財務諸表に反映されているか判断する必要があります。従って、会計監査を通じて得られた経験は、非常に幅広いものであり、貴重な財産となりました。しかしながら、経験を積み担当業種についての会計監査人としての知見が深まっていく一方で、ふと「他に活躍できる舞台はないだろうか。」と思うようになりました。そんな折、当社が、子会社を含めたグループ管理の強化のため、「公認会計士」を必要としていることを知り、「新たな挑戦」をする決意をしました。

入社後まず係わったのは、グループ共通の会計システムの構築(ERPの導入)でした。親会社が「生命保険業」という特殊な業態であり、社内に一般事業会社の会計制度に関するノウハウがなかったことから、子会社会計エリアのシステム構築を担当しました。その後は、経理部の一員として、日常業務や決算業務に従事してきました。決算業務では、特に連結財務諸表の作成を中心に担当しています。当社でも適用している「財務報告に係る内部統制制度」への対応にも従事しました。監査をする側から受ける側となりましたが、監査法人に勤務していた時に負けない位多くのすばらしい経験をさせてもらっています。

今後は、大きなミッションとして「IFRSアダプション対応」という課題が控えています。

監査は「公認会計士」にしか行うことが認められていない業務であり、公認会計士試験合格者の方はまず、監査法人への就職をお考えになるとは思いますが、会計を中心とした幅広い知識を持った公認会計士試験合格者の方には、監査法人以外にも活躍の舞台が用意されています。

「公認会計士は監査に従事するもの。」という既成概念を捨てて、自分自身の更なる可能性を考えてみてはいかがでしょうか。

証券取引等監視委員会 事務局 特別調査課

開示特別調査統括官兼主任証券取引特別調査官 宇澤 亜弓 (42歳)

私は、平成2年に公認会計士試験二次試験に合格した後、平成11年3月まで監査法人において法定監査及びIPO業務等を行っていましたが、警察に財務捜査官という仕事があることを知り、同じ一生懸命仕事をするのであれば、もっと自分なりに「世のため人のため」に仕事をしているという実感が得たくて、平成11年4月に財務捜査官として警視庁に入庁しました。

警視庁では、経済犯罪を捜査する刑事部捜査第二課において、警部として銀行の元頭取らによる特別背任事件での融資先の粉飾状況の解明や、証券会社代表者による業務上横領事件での動機につながる資金繰り状況や自己資本規制比率の虚偽報告の状況等の解明を行うなど、公認会計士としての経験を活かして捜査を行うことができ、その仕事には非常にやりがいを感じていたのですが、公認会計士である捜査官として犯罪捜査の経験を重ねていくうちに市場の公正性を害する犯罪である証券取引法違反事件の捜査に従事したいという思いが強くなりました。

そのため、平成16年11月に現在の職場である証券取引等監視委員会事務局に転職し、犯則調査を行う特別調査課において、証券取引特別調査官として有価証券報告書等の虚偽記載やインサイダー取引、相場操縦事案等の証券取引法(金融商品取引法)違反の調査に従事していますが、公認会計士である調査官として虚偽記載事案等の投資者を欺く悪質な犯罪を解明していく現在の仕事に非常にやりがいを感じています。

自分のやりたい仕事明確になっている人には、公認会計士としての知識や経験がその実現に向けて有用なツールになると思います。私もその時々でやりたい仕事が変わっていきませんが、その中であって自分の仕事の骨格は公認会計士であるといつも思っています。公認会計士としての知識や経験が求められる職場や仕事はまだたくさんあります。同じ公認会計士として皆さんと切磋琢磨するとともに、社会に貢献できるよう一緒に頑張っていきましょう！

金融庁 総務企画局 企業開示課 企業開示専門官 武澤 玲子（36歳）

私は平成8年に当時の公認会計士試験二次試験に合格し、その後、監査法人で12年間勤務してきました。監査実務は大変興味深く、勉強になるものでしたが、機会があれば監査以外の業務も経験したいと考えていたところ、平成21年3月から任期付職員として金融庁 総務企画局 企業開示課で企業会計専門官として勤務できることになりました。

企業開示課は、投資家を保護するために不可欠な会計基準、監査基準等に関する業務を行っています。会計や監査は専門的な分野であるため、公認会計士の専門的知識が役立ちます。また、平成21年6月30日に国際会計基準(IFRS)の任意適用及び将来的な強制適用に向けての中間報告が公表されたことに伴い、IFRSを我が国企業に適用した場合にどのような問題が生じるのか、どのような開示を行うべきかを分析する必要があります。そのなかで、公認会計士が活躍できる局面は、ますます増加していくと思われれます。

私自身、こちらで勤務することとなって5ヶ月ですが、証券監督者国際機構(IOSCO)における国際会議への出席、G20、国際会計基準審議会(IASB)等に関する最新情報の調査・分析を通じ、非常にやりがいのある仕事を経験させていただいています。仕事を通じ、同じ職場や産業界で活躍する、多くの魅力的な人々と接することができる点も、この仕事の魅力の一つです。決して楽な仕事であるとはいえませんが、その分、有意義で充実した毎日です。

今年から、私と同じ、公認会計士としての第一歩を踏み出す方々の将来には、さまざまな可能性があります。是非、幅広い分野でのご活躍を期待しています。

6. 日本公認会計士協会の無料職業紹介所

日本公認会計士協会では、「公認会計士等無料職業紹介所」を開設し、民間企業等の求人情報を提供しています。

また、日本公認会計士協会ホームページでも、「公認会計士等無料職業紹介所」に対して寄せられた求人情報を提供しています (<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/classifiedad/index.html>)。

7. (お問い合わせ先)

- 金融庁 Tel 03-3506-6000(代表) 内線2764, 3679
総務企画局 企業開示課 開示業務参事官室

- 公認会計士・監査審査会 Tel 03-5251-7295(直)
事務局 総務試験室

- 日本公認会計士協会
公認会計士等無料職業紹介所 Tel 03-3515-1135(直)
近畿公認会計士等無料職業紹介所 Tel 06-6271-0400(直)

国際教育基準と日本の公認会計士養成システムとの相違点等について

1. 概要

国際教育基準は、IFACの加盟団体の会員（日本のメンバーは日本公認会計士協会）に対して、職業会計士の資格取得前及び資格取得後に求められる教育の基準を示したものの。

2. 国際教育基準と日本の公認会計士養成システムとの比較

	日 本	国際教育基準
資格取得につながる教育プログラムへの参加要件	日本の制度では参加要件なし	<u>大学への進学要件又はそれと同等の能力</u>
教育プログラムにおける教育科目等	公認会計士試験 ① 会計及び監査に関する科目 ② 企業法 実務補習 ① 会計に関する理論及び実務 ② 監査に関する理論及び実務 ③ 経営に関する理論及び実務 ④ 税に関する理論及び実務 ⑤ 法規及び職業倫理 ⑥ I Tに関する知識	① 会計、ファイナンス及びその関連知識 ② 企業等の組織及びビジネスの知識 ③ I Tの知識及び能力 ④ <u>会計職業専門家教育プログラムの中には、一般教育を含まなければならない。</u>
資格取得前の専門教育期間	実務補習 土日、夜間を中心に3年間 (多くの者は、大学卒業後に受講している)	① 会計の専門知識については、少なくとも2年以上のフルタイム又は同等の教育が必要 ② 専門知識を習得するために、会計学の学位または職業専門家の資格を取得しなければならない。
修得すべきスキル	明文規定はない	① 知的スキル ② 技術的及び機能的スキル ③ 人的スキル ④ 対人関係及びコミュニケーション関連スキル ⑤ 組織及び経営管理関連スキル

価値観、倫理、心構え	実務補習において、公認会計士が従うべき法規、倫理について教育を実施	職業専門家としての価値観、倫理及び心構えを修得させる必要がある
資格取得の要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 資格取得前において2年間の業務補助、実務従事が必要 ② 上記とは別に、最低1年以上の実務的な教育期間として実務補習の修了が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>資格取得前において少なくとも3年間の実務経験が必要</u> ② 大学院等で実務面に特に重点を置いて会計を応用するような教育を行った場合、実務経験の12ヶ月分に相当
実務経験の監督	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務補助については、公認会計士の指導を受ける ② 実務従事については、会社の監督以外の監督はない ③ 実務経験は、試験前の経験でも良い 	<ul style="list-style-type: none"> ① 実務経験は、経験豊かな公認会計士の指導の下で行われるべき ② 実務経験の記録は定期的に指導者によりレビューされるべき
能力の評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 国家試験としての公認会計士試験を実施して評価 ② 実務補習修了時に、公認会計士協会が実施する修了考査を実施して評価 	公認会計士を目指す者の能力は、資格取得前に公式に評価されるべき

(参考) 国際教育基準 (抜粋)

I E S 1 : ENTRY REQUIREMENTS TO A PROGRAM OF
PROFESSIONAL ACCOUNTING EDUCATION

国際教育基準第1号：会計職業専門家教育を始めるための参加要件

Entry Requirements to a Program of Professional Accounting Education	会計職業専門教育プログラムを始めるための参加要件
6. For an individual seeking to begin a program of professional accounting education leading to membership of an IFAC member body, the entry requirement should be at least equivalent to that for admission into a recognized university degree program or its equivalent.	6. IFAC メンバー団体の会員資格につながる会計職業専門家教育プログラムを始めようとする者の参加要件は、少なくとも、大学学位プログラムへの進学を許可する要件又はそれと同等である必要がある。
7. An individual needs to bring to a program of professional accounting education an appropriate level of prior education and learning to provide the foundation necessary to acquire the professional knowledge, professional skills, and professional values, ethics and attitudes needed to become a professional accountant.	<p>※本項は、基準そのものではなく、基準（第6項）の説明、補足</p> <p>7. 会計職業専門家となるための学習を始めようとする者は、「職業会計士となるために必要な専門家としての知識、専門家としてのスキル、職業専門家としての価値観、倫理及び心構え」の修得に必要なレベルの事前教育と学習を行なっている必要がある。</p>

I E S 2 : CONTENT OF PROFESSIONAL
ACCOUNTING EDUCATION PROGRAMS

国際教育基準第2号：会計職業専門家教育プログラムにおける教育
科目

Introduction	はじめに
<p>4. Professional accounting education may take place in an academic environment or in the course of studying for a professional qualification, but should be at least equivalent to degree level study. Candidates need to acquire the professional knowledge, professional skills, and professional values, ethics and attitudes, and need to be able to integrate these elements.</p>	<p>※本項は、基準そのものではなく、基準（11項、14項）の説明、補足</p> <p>4. 会計職業専門家教育は、学術的な環境で行われることもあれば、資格取得の過程で行われることもあるが、少なくとも大学学位レベルと同等の教育を受けるものでなければならない。職業会計士志望者は、「専門的知識」、「専門家としてのスキル」、「職業専門家としての価値観・倫理・心構え」と、それらを統合する能力を身に付ける必要がある。</p>
Content of Professional Accounting Education Programs	会計職業専門家教育プログラムの内容
<p>11. Professional accounting study should be a part of the pre-qualification program. This study should be long enough and intensive enough to permit candidates to gain the professional knowledge required for professional competence.</p>	<p>11. 会計職業専門教育は、資格取得前教育の一部として行われなければならない。この専門教育は、職業会計士志望者が、能力として要求される専門的知識を修得するために、十分な長さの時間で集中的に行われなければならない。</p>
<p>14. The content of professional accounting education should consist of:</p> <p>(a) accounting, finance and related knowledge;</p> <p>(b) organizational and business knowledge; and</p> <p>(c) information technology knowledge and competences.</p>	<p>14. 会計職業専門家教育の内容は次の知識分野からなる。</p> <p>(a) 会計、ファイナンス及びその関連知識</p> <p>(b) 企業等の組織及びビジネスの知識</p> <p>(c) I Tの知識及び能力</p>

I E S 3 : PROFESSIONAL SKILLS

国際教育基準第3号：職業専門家としてのスキル

General Education	一般教育
19. All professional education programs should include some portion of general education.	19. 全ての会計職業専門家教育プログラムの中には、「一般教育」のある部分も含まなければならない。

I E S 5 : PRACTICAL EXPERIENCE REQUIREMENTS

国際教育基準第5号：実務経験の要件

Practical Experience Requirements	実務経験の要件
11. The period of practical experience should be a minimum of three years. A period of relevant graduate (beyond under-graduate, e.g., masters) professional education with a strong element of practical accounting application may contribute no more than 12 months to the practical experience requirement.	11. この資格取得前の実務経験の期間は、少なくとも3年とすべきである。 この場合、大学院相当（大学学部卒業以上、例えば、修士課程）の職業専門家教育の期間で、実務面に特に重点を置いて会計を応用するような期間は、実務経験の要件である3年のうちの12ヶ月分に相当すると見てよいであろう。